

## 印紙税納付計器使用請求書



提出先	F01	税務署長	
請求者	個人番号 又は法人番号	F02	年 月 日提出
	郵便番号	F05	電話番号 F07
	住所	F06	
	フリガナ	F03	フリガナ H06
	氏名又は名称	F04	代表者氏名 H07
	フリガナ	E01	「事務代理人」欄は、事務代理人が申請書を提出する場 合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を 提出しておく必要があります。
	事務代理人	E02	
設置場所	郵便番号	F08	電話番号 F10
	所在地	F09	
	名称	E03	

次のとおり印紙税法施行令第8条第4項の規定により請求します。

計器の名称、型式 及び計器番号	E04	名称	E05	型式	E06	計器番号
納付印の税務署名、 記号及び番号	E07	税務署名	E08	記号	E09	番号
印紙税相当額 (措置を受けようとする金額)	G01	充当税額	G02			
「残額表示」欄 に押印した金額	G03	差引納付税額 (01-03-02)	G04			

参 考 事 項	印紙税納付計器提示時における表示累計額 (回数)			G05
	今 回 始 動 示 票 す の 使 明 用 細	順号	表示金額 (回数)	表示残額 (回数)
		C01	G06	G07
		C02	G08	G09
		C03	G10	G11
		C04	G12	G13
		C05	G14	G15
		C06	G16	G17
		C07	G18	G19
		C08	G20	G21
C09	G22	G23		

- 【注意】 1 この請求書を提出する場合、始動票札の印紙税納付計器にあつては、措置を受けようとする始動票札及び  
使用済の始動票札を掲示し、その他の印紙税納付計器にあつては、印紙税納付計器自体を提示してください。
- 2 前回措置した金額に残額がある場合には、「残額表示」欄に残額を押印してください。  
なお、残額が押印できないものや押印することが困難なものについては、右記「残額表示」欄に残額を記載  
して税務署員の確認を受けてください。
- 3 充当しようとする金額がある場合は、「印紙税過誤納確認申請 (兼充当請求) 書」により充当の請求をして  
ください。

残 額 表 示

記載の充当税額については、印紙税相当額に充当しました。

令和 年 月 日

税務署長

税務署整理欄	個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他 ( )			番号 確認	K21	身元 確認	K22	順号
	決裁年月日	署長	副署長	統括官	担当者			